

教科及び教職に関する科目

1 教科及び教科の指導法に関する科目

※教科教育法、教科指導法（該当教科について必修）

宗教科教育法	4
宗教科指導法Ⅰ	2
宗教科指導法Ⅱ	2
英語科教育法Ⅰ	2
英語科教育法Ⅱ	2
英語科指導法Ⅰ	2
英語科指導法Ⅱ	2
フランス語科教育法	4
商業科教育法	4
社会科教育法Ⅰ	2
社会科教育法Ⅱ	2
社会科・地理歴史科教育法Ⅰ	2
社会科・地理歴史科教育法Ⅱ	2
社会科・公民科教育法Ⅰ	2
社会科・公民科教育法Ⅱ	2
福祉科教育法Ⅰ	2
福祉科教育法Ⅱ	2

教育職員免許法施行規則第4条および第5条によるもの。

2 教育の基礎的理解に関する科目

※教師論	2
※教育の理念と歴史	2
※子どもの発達と学習	2
※特別支援教育概論	2
※教育の制度と経営	2
※教育課程論	2

3 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目

※道徳教育の理論と方法	2
※特別活動・総合的な学習の指導法	2
※教育方法論	2
※生徒指導論（進路指導を含む）	2
※教育相談	2

4 教育実践に関する科目

※教育実習指導（中・高）	1
※教育実習（2単位）	2
（高一種免許必修）	
※教育実習（4単位）	4
（中一種免許必修）	
※教職実践演習（中・高）	2

5 大学が独自に設定する科目

（中一種免許については「大学が独自に設定する科目」又は教育職員免許法施行規則第4条に定める最低修得単位数を超えて修得した「教科及び教科の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて4単位以上修得しなければならない。

高一種免許については「大学が独自に設定する科目」又は教育職員免許法施行規則第5条に定める最低修得単位数を超えて修得した「教科及び教科の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて12単位以上修得しなければならない。）

近代教育史	2
教育社会学	2
教育法学	2
人権教育論	2
同和教育論	2
道徳教育の理論と方法	2
生涯学習概論	2
比較教育学Ⅰ	2
教育哲学	2

(注) 1 ※印は、必修を示す。

2 中学校宗教においては、宗教科教育法、宗教科指導法Ⅰ・Ⅱを必修、中学校英語においては、英語科教育法Ⅰ・Ⅱ、英語科指導法Ⅰ・Ⅱを必修とする。中学校社会においては、社会科教育法Ⅰ・Ⅱを必修、社会科・地理歴史科教育法Ⅰ・Ⅱ及び社会科・公民科教育法Ⅰ・Ⅱを選択必修とする。また、高等学校宗教においては、宗教科教育法を必修、高等学校英語においては、英語科教育法Ⅰ・Ⅱを必修、高等学校地理歴史においては、社会科・地理歴史科教育法

Ⅰ・Ⅱを必修、高等学校公民においては、社会科・公民科教育法Ⅰ・Ⅱを必修とする。

3 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目の道徳教育の理論と方法は、中一種免許のみ開設し必修とする。

4 大学が独自に設定する科目の道徳教育の理論と方法は、高一種免許のみ開設する。

5 中一種免許と高一種免許を併せて取得する場合、教育実習（4単位）を修得すれば足りる。

6 本表は、次に掲げる場合を除き、2019(平成31)年度第1年次入学生から適用する。

(1) 宗教科指導法Ⅰ、宗教科指導法Ⅱ、英語科指導法Ⅰ及び英語科指導法Ⅱについては、在学生全員に適用する。

(2) 英語科教育法Ⅰ、英語科教育法Ⅱ、特別支援教育概論、道徳教育の理論と方法、特別活動・総合的な学習の指導法、生徒指導論（進路指導を含む）、教育相談及び教育実習指導（中・高）については、2019年度及び2020年度第3年次編入学者及び学士入学者にも適用する。